

公立大学法人京都市立芸術大学定款

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 組織

第1節 役員（第8条～第12条）

第2節 理事会（第13条～第16条）

第3節 経営審議会（第17条～第21条）

第4節 教育研究審議会（第22条～第26条）

第3章 業務の範囲及び執行（第27条・第28条）

第4章 資本金等（第29条・第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、国際的な芸術文化の都である京都において、京都市立芸術大学を設置し、及び管理し、長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由で独創的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し、京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）と称する。

(大学の設置)

第3条 法人は、大学を次のように設置する。

名 称 京都市立芸術大学

所在地 京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、京都市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を京都市西京区大枝沓掛町13番地の6に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員

(役員)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 3人以内

(4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する理事会の議を経なければならない。

3 理事長は、次の各号に掲げる事項について決定しようとするときは、当該各号に掲げる審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。この場合において、当該事項が前項の理事会の議を経なければならない事項であるときは、理事会の議を経る前に当該意見を聴かななければならない。

(1) 第21条各号に掲げる事項 第17条第1項に規定する経営審議会

(2) 第26条各号に掲げる事項 第22条第1項に規定する教育研究審議会

4 前2項の規定にかかわらず、理事長は、第2項の議を経、又は前項の意見を聴く時間的余裕がないときは、これらを待たないで、第2項又は前項に規定する事項を決定することができる。この場合において、理事長は、次の理事会又は審議会においてその旨を報告しなければならない。

5 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

7 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

8 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

9 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、京都市の規則で定

めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 10 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 11 監事は、法人が次に掲げる書類を京都市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他京都市の規則で定める書類
- 12 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

- 2 理事長は、京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）の学長となる。
- 3 第1項の申出は、理事長を選考するために法人に設置する機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事長選考会議は、委員6人をもって組織する。
- 5 理事長選考会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 第17条第1項に規定する経営審議会の委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者 3人
 - (2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者 3人
- 6 理事長選考会議に議長を置き、理事長選考会議の委員の互選によりこれを定める。

7 議長は、理事長選考会議を主宰する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、副理事長及び理事を任命するに当たっては、副理事長及び理事のうち少なくとも1人は、その任命の際、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第12条 理事長の任期は、法第74条第1項の規定により2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長又は理事がその最初の任命の際、現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際、現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人に、法人に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、役員（監事を除く。）をもって組織する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

5 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に監事の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 理事会の構成員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、理事会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議決事項)

第16条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 法第25条第1項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）について

市長に述べる意見及び法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）の策定に関する事項

- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 学則その他の重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- (7) 法人の組織及び運営並びに教育及び研究の状況について法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 経営審議会

（設置及び構成）

第17条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 経営審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、理事長が任命するもの
- 4 前項第4号に掲げる者である委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければ

ならない。

(委員の任期)

第18条 役員である委員の任期は当該役員の任期によるものとし、前条第3項第4号に掲げる者である委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員（同号に掲げる者であるものに限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(招集)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第20条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、経営審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、
法人の経営に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営
に関するもの
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、
法人の経営に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）その他の法人の経営に関する重要な
法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 法人の組織及び運営の状況について法人が自ら行う点検及び評価に関する事
項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第4節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第22条 法人に、京都芸大の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教
育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、委員25人以内をもって組織する。

3 教育研究審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる
者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 理事

- (4) 学部，研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより理事長が指名する職員
- (6) 法人の役員又は職員でない者で，大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうち，教育研究審議会の意見を聴いて理事長が任命するもの

4 前項第6号に掲げる者である委員の数は，2人とする。

(委員の任期)

第23条 役員である委員の任期は当該役員の任期によるものとし，前条第3項第4号から第6号までに掲げる者である委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員（同項第4号から第6号までに掲げる者であるものに限る。）の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は，学長が招集する。

2 学長は，委員（学長を除く。）の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは，教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き，学長をもって充てる。

2 議長は，教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし，第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは，この限りでない。

4 教育研究審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員は，自己，配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己

若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育研究審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、
教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、
教育研究に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (10) 教育及び研究の状況について法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

第3章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都芸大を設置し、これを管理すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 京都芸大における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金の額は、京都市が出資する次に掲げる土地について、法人の成立の日における時価を基準として京都市が評価した価額の合計額とする。

所在地番 京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

地積 68,601平方メートル

(残余財産の帰属)

第30条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、京都市に帰属させる。

第5章 雑則

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命等の特例)

2 第10条第1項及び第3項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長は、法人の設立の日の前日に旧京都市立芸術大学条例第4条第1項に規定する京都市立芸術大学の学長である者とする。ただし、当該学長が欠員のときは、法第71条第6項に規定する者のうちから市長が任命する。

3 前項の理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、次項に規定する学長の任期によるものとする。

(最初の学長の任期)

4 法人の成立後最初の京都芸大の学長の任期は、2年とする。

(最初の教育研究審議会の委員の特例)

5 法人の成立後最初の教育研究審議会の委員は、第22条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同条第3項第1号から第4号までに掲げる者をもって充てる。

6 法人の成立後最初に教育研究審議会の委員に充てる第22条第3項第5号又は第6号に掲げる者の任期は、第23条第1項本文の規定にかかわらず、2年以内において理事長が定める期間とする。

附 則

この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。